

●家族の強みとニーズに応じた支援方法

1. 子どもの力		支援機関
支援方法	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもに対して <ul style="list-style-type: none"> ・各種発達検査・心理検査 ・カウンセリング・プレイセラピー（自己表現の促進、心の整理、認知行動の修正） ・トラウマケア ・ソーシャルスキルトレーニング（対人関係スキル、怒りのコントロール等） ・ライフスキルトレーニング（金銭管理、時間管理、ストレスマネジメント、日常生活スキル等 自立支援） ・心理教育（衝動、トラウマ、親の精神疾患、性教育） ・学習支援（公営、民営） ・メンタルフレンド 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センター ・児童相談所 ・医療機関 ・訪問看護 ・療育センター ・障害基幹相談支援センター ・発達障害支援機関 ・計画相談事業所 ・放課後等デイサービス ・ショートステイ実施施設 ・就労移行支援事業所 ・若者ハローワーク ・学習支援機関
	<ul style="list-style-type: none"> ●養育者に対して <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの特性に応じた関わり方の見直し・ペアレントトレーニング ・心理教育（アタッチメント、発達、発達障害、思春期、衝動、トラウマ、性教育） ・カウンセリング ・環境調整（家庭内の構造の見直し） ・親子関係再構築 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●その他関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との役割分担 ・園・学校などの検査結果の共有 ・園・学校での環境調整（関りの工夫、構造化等） ・手帳取得支援 ・障害福祉サービスの利用（放デイ、ショートステイ、療育） ・就労移行支援 ・養育機能の補完（園、学校等との連携による発達支援、生活力、社会性、居場所の補完） 	
2. 基本的養育		支援機関
支援方法	<ul style="list-style-type: none"> ・養育支援訪問事業（家事育児の相談助言 *期間限定） ・養育支援訪問事業（家事ヘルパー *期間限定） ・要保護児童支援対策地域協議会での連携支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設の利用 ・市営住宅などの住宅支援 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂・フードバンクの活用 ・メンタルフレンド（学習・遊び支援） ・養育の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・児童相談所 ・民生員児童委員
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用（介助サービス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害基幹相談支援センター
3. 親子関係		支援機関
支援方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング（肯定的な関係の構築；肯定的な注目、話の聴き方、明確な指示の出し方等） ・親のストレスコントロール ・心理教育（遊び、余暇について） ・親子関係再構築 ・家族関係の調整（家族合同会議のサポート） ・アタッチメント対象の補完（園、学校、親族等との連携） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センター ・児童相談所 ・医療機関
4. 暴力を使わないコミュニケーション		支援機関
支援方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護 ・家族再統合プログラム ・親の子どもへの関りの見直し（「親子関係」の支援と同じ） ・警察介入・少年サポートによる訪問 ・子どもの力を高める介入（「子どもの力」の支援と同じ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・児童家庭支援センター ・警察 ・少年サポート ・医療機関
5. 心理社会的安定 (夫婦関係・親族関係・経済状況・親の状態)		支援機関
支援方法	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護・就学援助 ・医療的ケア・医療機関との連携 ・訪問看護 ・家族療法・カップルカウンセリング ・住環境の調整 ・障害福祉サービスの利用（ヘルパー等） ・地域の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所 ・医療機関 ・民生委員 ・児童家庭支援センター ・障害基幹相談支援センター ・民生員児童委員
6. 子どもへのしつけ・教育		支援機関
支援	1. 3. に同じ	